- ┏┓ ~ ひとり親家庭の自立をサポートする~
- └■ YELL ながさき メールマガジン Vol. 228 2024.11.15 配信

L-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま 及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

\_/\_/\_/ I N D E X \_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/

- ・特 集・・ハラスメント (前半)
- ・支 援 情 報・・就労支援セミナー 対 馬 市 「 奨 学 金 説 明 会 ~ マ ネ ー プ ラ ン ~ 」 長 崎 市 「 ラ イ フ プ ラ ン セ ミ ナ ー 」
  - · · 養育費等支援事業 対馬市「出張法律相談会」
- 11 月 の 予 定··YELL ながさき定期法律相談
- ・編 集 後 記・・ながさきの紅葉スポット
- ◆ハラスメント(前半)
- 職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる
- ① 優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるものであり①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

- ①「優越的な関係を背景とした」言動とは 業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者 とされる者(以下「行為者」という。)に対して抵抗や拒絶す ることができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの を指します。
- ② 「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必 要性がない、又はその態様が相当でないものを指します。
- ③「就業環境が害される」とは

当該言動により、労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

## <職場で起こりやすいハラスメントの種類>

ハラスメントの名前	内 容
セクシャルハラスメント	性的な嫌がらせ
パワーハラスメント	立場を利用した嫌がらせ
マタニティハラスメント	妊娠、出産、育児で受ける嫌がらせ
アルコールハラスメント	アルコールを無理やり飲ませる
スモークハラスメント	煙草に関する嫌がらせ
モラルハラスメント	言葉や態度による精神的暴力
カラオケハラスメント	無理やりカラオケで歌わせる等
スメルハラスメント	匂いで相手に不快感を与える
テクノロジーハラスメント	IT に不慣れな人に対する嫌がらせ
エイジハラスメント	年齢や世代に関する嫌がらせ

- ◆就労支援セミナーのご案内
- ●対馬市「奨学金説明会~マネープラン~」

【日時】令和6年12月1日(日)13時~15時

【会場】対馬市交流センター3階

(対馬市厳原町今屋敷 661-3)

【対象】対馬市にお住まいの方

【申込方法】申込フォーム、TEL、FAX

く申込フォーム URL>

https://docs.google.com/forms/d/1YVnXL-

pMifyekS1vgSqyVnfGZy6xcoE610GyRFxvyLc/edit

●長崎市「ライフプランセミナー」

【日時】令和6年12月8日(日)13時~15時

【会場】長崎県総合福祉センター

(長崎市茂里町 3-24 県棟 2階)

【対象】長崎市にお住いの方

【申込方法】申込フォーム、TEL、FAX

く申込フォーム URL>

https://docs.google.com/forms/d/1Lp0j51N4Xnc0LFhKIfVRkNRjLl IzAfitS0ixJvZUWhE/edit

- ◆養育費等支援事業のご案内
- 対馬市出張法律相談会

【日時】令和 6 年 12 月 1 日 (日) 10 時~16 時 ※12 時~13 時は休憩になります。

【会場】対馬市交流センター3階

(対馬市厳原町今屋敷 661-3)

【対象】対馬市にお住まいの方

【申込方法】申込フォーム、TEL、FAX

く申込フォーム URL>

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfoopgIUaFHMvM7y VsYoRAqhne8nMQ7pS9vLc-9eJ9WtY4vJA/viewform ≪申込・問い合わせ先≫

長 崎 県 ひ と り 親 家 庭 等 自 立 促 進 セ ン タ ー ( YELL な が さ き )

TEL: 095-801-4445 FAX: 095-801-4446

<受付時間>平日 10:00~18:00

※ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

## ■ 11 月の予定――――――――――

- ◆ 「YELL ながさき定期法律相談」
- 11 月 20 日 (水) 13:00~16:00 鷲見弁護士

<事前予約受付中>

担当は鷲見弁護士(長崎県弁護士会所属)です。

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP長崎オフィス

- ※日程等合わない場合はご相談ください。
- ※ 来所での相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。 先ずはお問合せください。
- ◆ながさきの紅葉スポット

朝晩の寒暖差が激しくなってきました。

ながさきの紅葉を楽しみましょう。

• **雲仙仁田峠** (雲仙市小浜町雲仙)

カラフルに色づく紅葉をゴンドラから見下ろせるのはココだけです。

- 三十路苑 (雲仙市小浜町雲仙南木指)小浜温泉街の中心部からつづら折りの道を車で 10 分 夜はライトアップされます。
- ・栄久山寿福寺 (佐世保市江向町長坂)幻想的な逆さ紅葉を味わえます。
- 黒木渓谷 (大村市黒木町)多良山系の清流の川のせせらぎと美しい紅葉で秋を感じて下さい。